

第31回近畿弁護士会連合会人権擁護大会 シンポジウム(第2分科会)

解放します！！私たちの依頼者 ～人質司法の打破・不拘束原則の実現を目指す 弁護実践の追求

日本国憲法は、正当な理由なく逮捕されない権利、抑留又は拘禁されない権利を保障しています。憲法を受けた刑事訴訟法は、無罪推定に基づき、被疑者・被告人を拘束せず捜査・公判を行うことを原則とします。第一審段階の保釈は権利であると明示しています。拘束は本来、法定の要件が認められる場合のみ許される例外的な不利益処分です。原則を守るため、法は各段階で拘束を続けるか否かを再考すべきことを定めています。

実態は異なります。法の理念は形が化し、原則と例外が事実上逆転しています。安易な勾留と勾留延長、延々と続く再逮捕・勾留、何度も跳ね返される保釈請求、検察官立証が終わっても罪証隠滅の危険を理由に拘束を正当化する裁判所…。とりわけ否認事件、取調べに黙秘した事件では拘束の長期化が顕著です。家族との交流すら断ち、被疑者・被告人を孤立させて自白に追い込もうとする接見禁止処分も濫用されています。捜査機関の見立てどおりに自白して証拠に同意しない限り、社会から隔離されて拘束が続く「人質司法」がまだまだにはびこっています。

私たちは人質司法からの脱却を目指して弁護実践を積み重ねてきました。勾留請求却下率、保釈許可率は徐々に上がってきましたが、最近では反動もみられます。2019年末、国外逃亡した著名財界人をはじめ、保釈中や保釈取消後の逃亡事案がフレームアップされたり、勾留請求の却下や保釈許可に対する検察官の準抗告・抗告が苛烈さを増したりしています。背景には、実質的な刑罰や制裁の趣旨での身体拘束を容認し、時として積極的に求める世論も見え隠れします。

今こそ憲法と刑事訴訟法の定める原点に還るときです。無罪推定、黙秘権保障の理念から被疑者・被告人の不拘束原則が導かれます。刑事弁護人の最も基本的な責務——私たちの依頼者の速やかな解放を得るべく、弁護実践に活かせる理論と技術を磨き上げましょう。

開催日：2020年11月27日（金）12時30分～15時

場所等：Zoomウェビナーによるオンライン開催（要事前申込）

プログラム(予定)

◆基調報告

渚野 貴生 氏

(立命館大学教授)

◆パネルディスカッション

パネリスト

渚野 貴生 氏(立命館大学教授)

後藤 貞人 弁護士(大阪弁護士会 会員)

井戸 謙一 弁護士(滋賀弁護士会 会員)

藤原 航 弁護士(大阪弁護士会 会員)

コーディネーター

竹中 らく 弁護士(兵庫県弁護士会 会員)

第31回近畿弁護士会連合会人権擁護大会シンポジウム (第2分科会)

【開催形式】 Zoomウェビナーによるオンライン開催（要事前申込）

【定員】 1000名

【参加費】 無料

【申込方法】

下記URLまたはQRコードよりお申し込みください。

https://zoom.us/webinar/register/WN_s8pYyAP2SVuBRSPdNCFQ0A



【申込締切】 2020年11月25日（水）

【お問合せ先】

近畿弁護士会連合会 刑事弁護委員会 事務局

TEL：06-6364-1227

シンポジウムに参加される方へ

■本シンポジウムへの参加には以下の環境が必要となります。

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンなど、インターネット接続のできる機材
- ・インターネットをご利用いただける環境

※安定した通信環境で接続してください。スマートフォンはWi-Fiに接続してご利用いただくことを推奨します。視聴にかかるインターネット通信料は視聴者の負担になります。

■Zoomについて

- ・Zoomウェビナーへの参加にあたりZoom上でお名前とメールアドレスの入力が必要です。
- ・ZoomについてはZoomサービス規約の内容をご確認いただき同意の上でご利用ください。
<https://zoom.us/jp-jp/terms.html>
- ・あらかじめ視聴を希望される機材でZoomのインストールをお願いいたします。
<https://zoom.us/download>
- ・イベント前日までに下記リンクよりZoomの利用が可能であるかテストいただくことを推奨します。
<https://zoom.us/test>

■当日、何らかの理由で通信が中断し復旧困難となった場合、やむを得ずシンポジウムを中止する可能性があります（目安として10分以上配信不能となった場合）。

■視聴者のPC環境・通信状況等の不具合について、当会では責任を負わず、Zoomの利用方法等についてのサポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。

■配信内容の撮影は禁止です。